

			による収入金額が譲受け 宅地の取得価額に等しい 場合
		土地等又は同項に規定す る譲渡をした土地等の取 得価額等に相当する金額	所有隣接土地等の取得価額 に相当する金額
	交換取得宅地を取得した 場合（交換差金を支払つ た場合に限る。）又は同 項に規定する譲渡による 収入金額が譲受け宅地の 取得価額に満たない場合	交換取得資産を取得した場 合（交換差金を支払つた場 合に限る。）	所有隣接土地等の取得価額 に相当する金額
	土地等又は同項に規定す る譲渡をした土地等の取 得価額等に当該交換差金 の額又はその満たない額	所有隣接土地等の取得価額 に当該交換差金の額	
第三十七条の九第 二項	交換取得宅地又は譲受け		
	交換取得資産		

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十 省略

2 前項に規定する株式等とは、次に掲げるもの（外国法人に係るものと含むものとし、ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に類するものとして政令で定める株式又は出資者の持分を除く。）をいう。

一 株式（株主又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいう。）となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十 同上

一 株式（株式の引受けによる権利、新株の引受権及び新株予約権を含む。）

予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。)

二 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分（出資者、社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含むものとし、第四号に掲げるものを除く。）

三 新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第百三十二条第一項に規定する転換特定社債及び同法第百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）

四 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資（優先出資者（同法第十三条の優先出資者をいう。）となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利を含む。）及び資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資（優先出資社員（同法第二十六条に規定する優先出資社員をいう。）となる権利及び同法第五条第一項第二号ニ(2)に規定する引受権を含む。）

五・六 省略

3 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が交付を受ける次の各号に掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

一 法人（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等を除く。以下この項において同じ。）の同条第十四条号に規定する株主等（以下この項において「株主等」という。）がその法人の合併（当該法人の株主等に同条第十二号に規定する合併法人の株式又は出資以外の資産（当該株主等に対する株式又は出資に係る剩余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付がされた金銭その他の資産及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付がされる金銭その他の資産を除く。）の交付がされたものに限る。）により交付を受ける金額の額及び金額以外の資産の価額の合計額

二 法人の株主等がその法人の分割（法人税法第二条第十二条の二に規定する分割法人の株主等に同条第十二号の三に規定する分割承継法人の株式又は出資以外の資産（当該株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当又は利益の配当として交付がされた同条第十二号の九に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）の交付がされたものに限る。）により交付を受ける金額

二 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は有限公司の社員の持分、法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分（第四号に掲げるものを除く。）

三 新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第百三十二条の二第一項に規定する転換特定社債及び同法第百三十三条の四第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）

四 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資（優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けことができる権利を含む。）及び資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資（優先出資の引受けによる権利及び同法第五条第一項第二号ニ(2)に規定する引受権並びに優先出資に類する出資として政令で定めるものを含む。）

五・六 同上

3 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が交付を受ける次の各号に掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

一 法人（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等を除く。以下この項において同じ。）の同条第十四条号に規定する株主等（以下この項において「株主等」という。）がその法人の合併（当該法人の株主等に同条第十二号に規定する合併法人の株式又は出資以外の資産（当該株主等に対する株式又は出資に係る剩余金の配当、利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付された金銭その他の資産及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付がされる金銭その他の資産を除く。次号において同じ。）が交付されたものに限る。）により交付を受ける金額の額及び金額以外の資産の価額の合計額

二 法人の株主等がその法人の分割（法人税法第二条第十二条の二に規定する分割法人の株主等に同条第十二号の三に規定する分割承継法人の株式以外の資産が交付されたものに限る。）により交付を受ける金額の額及び金額以外の資産の価額の合計額

の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

三 法人の株主等がその法人の資本の払戻し（株式に係る剰余金の配当（資本剰余金の減少に伴うものに限る。）のうち、法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割によるもの以外のものをいう。）により、又はその法人の解散による残余財産の分配として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

四 法人の株主等がその法人の自己の株式又は出資の取得（証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。第三十七条の十一第一項において同じ。）の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得及び所得税法第五十七条の四第三項第一号から第三号までに掲げる株式又は出資の同項に規定する場合に該当する場合における取得を除く。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

五 法人の株主等がその法人の出資の消却（取得した出資について行うものを除く。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

六 法人の株主等がその法人の株式若しくは出資をその法人が取得することなく減少させることにより交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額
（法人の株主等がその法人の組織変更（当該組織変更に際して当該組織変更をしたその法人の株式又は出資以外の資産が交付されたものに限る。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

三

法人の株主等がその法人の資本若しくは出資の減少（株式が消却されたものを除く。）により、又はその法人の解散による残余財産の分配として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

四

法人の株主等がその法人の株式の消却（取得した株式について行うものを除く。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額
（法人の株主等がその法人の自己の株式の取得（証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。第三十七条の十一第一項において同じ。）の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得を除く。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

五

法人の株主等がその法人からの退社又は脱退による持分の払戻しとして交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

456 省略

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十五年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に第三十七条の十第二項に規定する株式等（証券取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるもの並びに同条第四項に規定する株式等証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集（証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたものの受益証券及び特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主の請求により同条第二十一項に規定する投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の同項に規定

456 同 上

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十一 同 上

する投資口に係る証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。）の同法第二条第二十一項に規定する投資口に限る。以下この条から第三十七条の十一の四まで及び第三十七条の十二の二において「上場株式等」という。）の譲渡のうち次に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれららの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、第三十七条の十第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかるらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第三項の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の七に相当する額とする。

一・二 省 略

三 証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）第九条第一項に規定する登録郵政公社又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者に対する上場株式等の譲渡で政令で定めるもの

四 第三十七条の十第三項又は第四項に規定する事由による上場株式等の譲渡として政令で定めるもの

五 上場株式等を発行した法人に対しても会社法第一百九十二条第一項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡

六 上場株式等を発行した法人に対して会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四条の規定による改正前の商法第一百二十条ノ六第一項の規定に基づいて行う同項に規定する端株の譲渡

七 上場株式等を発行した法人が行う会社法第一百三十四条第一項又は第一百三十一条第一項（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規

一・二 同 上

三 証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）第八条第一項に規定する登録郵政公社又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者に対する上場株式等の譲渡で政令で定めるもの

四 第三十七条の十第三項各号又は第四項に規定する事由による上場株式等の譲渡として政令で定めるもの

五 上場株式等を発行した法人に対しても会社法第二百二十条ノ六第一項（同法第二百二十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて行う同法第二百二十条ノ六第一項又は第二百二十二条第六項に規定する端株又は一単元の株式の数に満たざる数の株式の譲渡

定その他政令で定める規定による一株又は一口に満たない端数に係る上場株式等の競売（会社法第二百三十四条第二項（同法第二百三十五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定による競売以外の方法による売却を含む。）による当該上場株式等の譲渡

2・3 省略

（平成十三年九月三十日以前に取得した上場株式等の取得費の特例）

第三十七条の十一の二 省略

2 前項の規定の適用については、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十三年十月一日以後に次に掲げる事由により取得した上場株式等は、その者が引き続き所有していたものとみなす。

一・二 省略

三 第三十七条の十第三項第一号に規定する法人の同号の株主等（以下この号において「法人の株主等」という。）のその法人の合併（当該法人の株主等に同一項第一号に規定する合併法人（以下この号において「合併法人」という。）の株式又は出資のみの交付がされたもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式又は出資及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として金銭その他の資産の交付がされたもの並びに合併に反対する当該法人の株主等に対するその買取請求に基づく対価として金銭その他の資産の交付がされるものを含む。）に限る。）による当該合併法人の株式又は出資の取得その他これに類するものとして政令で定める事由

四 省略

3 省略

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）

第三十七条の十一の三 省略

2 省略

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定口座 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、前二項の規定の適用を受けるため、証券業者、銀行、協同組織金融機関（証券取引法第二条第八項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）、登録金融機関（同法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、銀行

2・3 同上

（平成十三年九月三十日以前に取得した上場株式等の取得費の特例）

第三十七条の十一の二 同上

2 同上

一・二 同上

三 第三十七条の十第三項第一号に規定する法人の同号の株主等（以下この号において「法人の株主等」という。）のその法人の合併（当該法人の株主等に同一項第一号に規定する合併法人の株式（出資を含む。以下この号において「合併法人株式」という。）のみの交付がされたもの（当該法人の株主等に当該合併法人株式及び当該法人の株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされたものを含む。）に限る。）による当該合併法人株式の取得その他これに類するものとして政令で定める事由

四 同上

3 同上

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）

第三十七条の十一の三 同上

2 同上

3 同上

一 特定口座 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、前二項の規定の適用を受けるため、証券業者、銀行、協同組織金融機関（証券取引法第二条第八項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）、登録金融機関（同法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、銀行

及び協同組織金融機関を除く。) 又は登録郵政公社(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第九条第一項に規定する登録郵政公社をいう。) (以下この条及び次条において「証券業者等」と総称する。) の営業所(国内にある営業所又は事務所(郵便局を含む。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)に、政令で定めるところにより、その口座の名称、当該証券業者等の営業所の名称及び所在地、その口座に設ける勘定の種類、その口座に保管の委託がされている上場株式等の譲渡及びその口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算につき第一項又は前項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書(以下この条において「特定口座開設届出書」という。)を提出して、当該証券業者等との間で締結した上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約に基づき設定された上場株式等の保管の委託又は上場株式等の信用取引等に係る口座(当該口座においてこれらの契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。)をいう。

二・三 省 略

4・7 省 略

8 証券業者等は、前項の規定による報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の承諾を得て、当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第四十二条の三第一項第三号において同じ。)により提供することができる。ただし、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書を当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付しなければならない。

9 前項本文の場合において、同項の証券業者等は、第七項の報告書を交付したものとみなす。

10 特定口座を開設する証券業者等は、政令で定めるところにより第七項の税務署長の承認を受けた場合には、同項の規定により同項の報告書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体(以下この項において「光ディスク等」という。)の提出をもつて第七項の税務署長に提出すべき報告書の提出に代えることができる。この場合における同項同項及び第十二項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該光ディスク等は

及び協同組織金融機関を除く。) 又は登録郵政公社(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第八条第一項に規定する登録郵政公社をいう。) (以下この条及び次条において「証券業者等」と総称する。) の営業所(国内にある営業所又は事務所(郵便局を含む。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)に、政令で定めるところにより、その口座の名称、当該証券業者等の営業所の名称及び所在地、その口座に設ける勘定の種類、その口座に保管の委託がされている上場株式等の譲渡及びその口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算につき第一項又は前項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書(以下この条において「特定口座開設届出書」という。)を提出して、当該証券業者等との間で締結した上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約に基づき設定された上場株式等の保管の委託又は上場株式等の信用取引等に係る口座(当該口座においてこれらの契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。)をいう。

二・三 同 上

4・7 同 上

8 特定口座を開設する証券業者等は、政令で定めるところにより前項の税務署長の承認を受けた場合には、同項の規定により同項の報告書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体(以下この項において「光ディスク等」という。)の提出をもつて前項の税務署長に提出すべき報告書の提出に代えることができる。この場合における同項及び第十項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該光ディスク等は

ク等は、第七項の税務署長に提出すべき報告書とみなす。

11| 省略

12| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定口座及び当該特定口座における上場株式等の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

13| 省略
14| 第十二項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9| 前項の税務署長に提出すべき報告書とみなす。

10| 同上

11| 同上
12| 第十項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(株式交換又は株式移転に係る課税の特例)

第三十七条の十四 特定子会社（商法第三百五十二条第一項の株式交換又は同法第三百六十四条第一項の株式移転（以下この項において「株式交換等」という。）により同法第三百五十二条第一項の完全子会社となる法人をいう。以下この条において同じ。）の株主である個人が、その有する特定子会社の株式（以下この項において「特定子会社株式」という。）につき株式交換等による移転があつた場合において、当該株式交換等により特定親会社（株式交換等により同法第三百五十二条第一項の完全親会社となる法人をいう。以下この項において同じ。）から新株の割当て（当該株式交換等による金銭又は金銭及び当該新株以外の資産（以下この項において「交付金銭等」という。）の交付を含むものとし、次に掲げる要件を満たすものに限る。）を受けたときは、当該株式交換等により移転した当該特定子会社株式（当該新株の割当てにより交付金銭等の交付を受けた場合には、当該特定子会社株式のうち交付金銭等の額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分）の譲渡がなかつたものとして、第三十七条の十から前条まで又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定を適用する。

一 当該新株の割当てに係る株式交換等による当該特定親会社の当該特定子会社株式の受入価額が当該個人の当該株式交換等に係る交換時（商法第三百五十二条第二項又は第三百六十四条第二項の規定により特定子会社の株主が特定親会

社の株主となる時をいう。次号において同じ。）の直前における当該個人の当該特定子会社株式の取得に要した金額に相当する金額として政令で定める金額以下となつてること。

二イ及びロに掲げる金額の合計額のうちにイに掲げる金額の占める割合が百分の九十五以上であること。

イ当該特定子会社の株主が当該株式交換等により当該特定親会社から割当てを受けた新株のその交換時における価額の総額

ロ当該特定子会社の株主が当該株式交換等により当該特定親会社から交付を受けた金額の額の総額及び当該特定親会社から交付を受けた資産（当該特定親会社から交付を受けた金額及び割当てを受けた新株を除く。）のその交換時における価額の総額の合計額

2前項の規定の適用がある場合における特定子会社の株主であつた個人が同項の移転により取得した新株の取得価額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

第三十七条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十七年

一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に、上場株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等のうち証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるものをいうものとし、その譲渡が、第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（以下この項において「源泉徴収選択口座」という。）に係る同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡に該当するもの及び源泉徴収選択口座において同項に規定する差金決済の処理が行われた同項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡に該当するものを除く。以下この項において同じ。）でその者が租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第一百三十四号）附則第一条ただし書に規定する日から平成十四年十二月三十一日までの間に取得（購入又は払込みによるものに限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この項目において同じ。）をしたものとして政令で定めるもの（その取得の時において上場株式等に該当していたものに限る。以下この項において「特定上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含むものとし、証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び第三項において同じ。）のうち次に掲げる特定上場株式等

（特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

第三十七条の十四の二 同 上

の譲渡をした場合には、その年においてこれらの譲渡をした特定上場株式等のうち、次項に定めるところにより提出した同項に規定する特定上場株式等非課税適用選択申告書にこの項の規定の適用を受けるものとして記載されたものでその取得対価の額（購入した特定上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした特定上場株式等についてはその払い込んだ金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額が千万円（その年の前年又は前々年においてこれらの譲渡をした特定上場株式等につき次項に規定する特定上場株式等非課税適用選択申告書が提出されている場合には、政令で定めるところにより一千万円からこの項の規定の適用を受けるものとして当該特定上場株式等非課税適用選択申告書に記載された特定上場株式等に係る取得対価の額の合計額を控除した残額。次項において「非課税適用購入限度額」という。）に達するまでのものの当該譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、所得税を課さない。

一・二 省略

三 第三十七条の十第三項又は第四項に規定する事由による特定上場株式等の譲渡として政令で定めるもの

四 特定上場株式等を発行した法人に対しても会社法第二百九十二条第一項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡

五 特定上場株式等を発行した法人に対して会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十一条の規定による改正前の商法第二百二十条ノ六第一項の規定に基づいて行う同項に規定する端株の譲渡

六 特定上場株式等を発行した法人が行う会社法第二百三十四条第一項又は第二百三十五条第一項（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定による一株又は一口に満たない端数に係る特定上場株式等の競売（会社法第二百三十四条第二項（同法第二百三十五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定による競売以外の方法による売却を含む。）による当該特定上場株式等の譲渡

一・二 同上

三 第三十七条の十第三項各号又は第四項に規定する事由による特定上場株式等の譲渡として政令で定めるもの

四 特定上場株式等を発行した法人に対して商法第二百二十条ノ六第一項（同法第二百二十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて行う同法第二百二十条ノ六第一項又は第二百二十二条第六項に規定する端株又は一単元の株式の数に満たざる数の株式の譲渡

254 省略

（公社債等の譲渡等による所得の課税の特例）

第三十七条の十五 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

254 同上

（公社債等の譲渡等による所得の課税の特例）

第三十七条の十五 同上

一 公社債（第三十七条の十第二項第三号に規定する新株予約権付社債を除く。）並びに公社債投資信託、公社債等運用投資信託及び貸付信託の受益証券並びに第八条の二第一項第二号に規定する社債的受益証券（次項第一号において「公社債等」という。）の譲渡（所得税法第五十七条の四第三項第四号に掲げる新株予約権付社債についての社債の譲渡で同号に定める事由によるものを除く。

○ 次項第一号において同じ。）による所得

二 省 略

（物納による譲渡所得等の非課税）

第四十条の三 個人がその財産を相続税法第四十二条第二項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第三項の規定による許可を受けて物納した場合には、所得税法第三十二条又は第三十三条の規定の適用については、当該財産（相続税法第四十一条第一項後段（同法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、当該財産のうち同法第四十一条第一項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第一項に規定する納付を困難とする金額として政令で定める額に相当するものとして政令で定める部分）の譲渡がなかつたものとみなす。

（居住者に係る特定外国子会社等の留保金額の総収入金額算入）

第四十条の四 次に掲げる居住者に係る外国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの（以下この款において「特定外国子会社等」という。）が、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその者の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応するものとしてその株式等（株式又は出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）の請求権（

一 公社債（第三十七条の十第二項第三号に規定する新株予約権付社債を除く。）並びに公社債投資信託、公社債等運用投資信託及び貸付信託の受益証券並びに第八条の二第一項第二号に規定する社債的受益証券（次項第一号において「公社債等」という。）の譲渡（所得税法第五十七条の四第三項第四号に掲げる新株予約権付社債についての社債の譲渡で同号に定める事由によるものを除く。

○ 次項第一号において同じ。）による所得

二 同 上

（物納による譲渡所得等の非課税）

第四十条の三 個人がその財産を相続税法第四十一条第一項の許可を受けて物納した場合には、所得税法第三十二条又は第三十三条の規定の適用については、当該財産の譲渡がなかつたものとみなす。

（居住者に係る特定外国子会社等の留保金額の総収入金額算入）

第四十条の四 次に掲げる居住者に係る外国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの（以下この款において「特定外国子会社等」という。）が、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び利益の配当又は剰余金の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその者の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応するものとしてその株式等（株式又は出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）の請求権（

株式等に対応するものとしてその株式等（株式又は出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）の請求権（剰余金の配当等、財産の分配その他の経済的利益の給付を請求する権利をいう。以下この項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところに相当する金額（次条において「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式等又は実質的に請求権がないと認められる株式等（以下この号及び次項において「請求権のない株式等」という。）に係るもの）を除く。次号において同じ。）の当該外国関係会社の発行済株式又は出資（請求権のない株式等及び当該外国関係会社が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額（次号において「発行済株式等」という。）のうちに占める割合が百分の五以上である居住者

二 省略

前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式又は出資（その有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額のうちに居住者及び内国法人並びに居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある非居住者（以下この号において「特殊関係非居住者」という。）が有し、並びに特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等の合計数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか多い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）そ
の発行済株式又は出資（議決権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額のうちに居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式等に係るもの）の合計数又は合計額の占める割合

ロ 請求権のない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）そ
の発行済株式又は出資（請求権のない株式等及び当該外国法人が有する自己

利益の配当、剰余金の分配、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利をいう。以下この項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条において「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式等又は実質的に請求権がないと認められる株式等（以下この号及び次項において「請求権のない株式等」という。）に係るもの）を除く。次号において同じ。）の当該外国関係会社の発行済株式の総数又は出資金額（請求権のない株式等及び当該外国関係会社が有する自己の株式等を除く。次号において「発行済株式等」という。）のうちに占める割合が百分の五以上である居住者

二 同上

二 同上

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額（その有する自己の株式等を除く。）のうちに居住者及び内国法人並びに居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある非居住者（以下この号において「特殊関係非居住者」という。）が有し、並びに特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等の合計数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれぞれイからハまでに定める割合のいずれか多い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）そ
の発行済株式の総数又は出資金額（議決権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等を除く。）のうちに居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式等に係るもの）の合計数又は合計額の占める割合

ロ 請求権のない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）そ
の発行済株式の総数又は出資金額（請求権のない株式等及び当該外国法人が有する自己

の株式等を除く。) の総数又は総額のうちに居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等(請求権のない株式等に係るもの)を除く。) の合計数又は合計額の占める割合

八省略

三省略

第四十条の五　その年分以前の各年分の所得税について前条第一項の規定の適用を受ける居住者に係る特定外国子会社等につき第一号若しくは第二号に掲げる事が生じた場合、当該居住者に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外園子会社等から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合又は当該居住者に係る第四十条の七第二項第一号に規定する外園関係信託（当該特定外園子会社等から剰余金の配当等の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）につき第四号に掲げる事が生じた場合において、当該各号に定める金額のうちに、その者に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「課税済配当等の額」という。）が含まれているときは、その課税済配当等の額に相当する金額は、政令で定めるところにより、その者のこれらの事実の生じた日の属する年分の特定外国子会社等若しくは外国関係会社から受ける剰余金の配当等の額又は外国関係信託から受ける収益の分配の額（所得税法第二十五条第一項の規定により当該特定外国子会社等又は当該外国関係会社からの剰余金の配当等とみなされるものの金額を含む。以下この条及び次条において「配当等の額」という。）に係る配当所得の金額又は前条第一項の規定によりその総収入金額に算入されることとなる課税対象留保金額に係る雑所得の金額の

三六 同上

第四十条の五 その年分以前の各年分の所得税について前条第一項の規定の適用を受ける居住者に係る特定外国子会社等につき第一号若しくは第二号に掲げる事実が生じた場合、当該居住者に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の支払（第一号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合は当該居住者に係る第四十条の七第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）につき第四号に掲げる事実が生じた場合において、当該各号に定める金額のうちに、その者に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「課税済配当等の額」という。）が含まれているときは、その課税済配当等の額に相当する金額は、政令で定めるところにより、その者これらの事実の生じた日の属する年分の特定外国子会社等若しくは外国関係会社から受ける利益の配当若しくは剰余金の分配の額又は外国関係信託から受ける収益の分配の額（所得税法第二十五条第一項の規定により当該特定外国子会社等又は当該外国関係会社から利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額を含む。以下この条及び次条において「配当等の額」という。）に係る配当所得の金額又は前条第一項の規定によりその総収入金額に算入されることとなる課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算上控除する。

一 剰余金の配当等の支払 その支払う剰余金の配当等の額

二 法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付

利益の配当又は剰余金の分配の支払 その支払う利益の配当又は剰余金の分
配の額

有する自己の株式等を除く。)のうちに居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等(請求権のない株式等に係るもの)を除く。)の合計数又は合計額の占める割合

その交付により減少することとなる利益積立金額（第二条第二項第二十号に規定する利益積立金額をいう。次号において同じ。）に相当する金額

三 当該居住者に対する剩余金の配当等の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う剩余金の配当等の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

四 省 略

214 省 略

第四十条の八 その年分以前の各年分の所得税について前条第一項の規定の適用を受ける居住者に係る特定外国信託につき第一号に掲げる事実が生じた場合、当該居住者に係る同条第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）につき第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該居住者に係る第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合又は当該居住者に係る第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）につき第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該居住者に係る第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合において、当該各号に定める金額のうちに、その者に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この項及び次項において「課税済分配等の額」という。）が含まれているときは、その課税済分配等の額に相当する金額は、政令で定めるところにより、その者に係らる事実の生じた日の属する年分の特定外国信託若しくは外国関係信託から受ける収益の分配の額又は外国関係会社から受ける法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剩余金の配当、利益の配当若しくは剩余金の分配（以下この項において「剩余金の配当等」という。）の額（所得税法第二十五条第一項の規定により当該外国関係会社からの剩余金の配当等とみなされるものの金額を含む。次項及び次条において「収益の分配等の額」という。）に係る配当所得の金額又は前条第一項の規定によりその総収入金額に算入されることとなる課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算上控除する。

一・二 省 略

三 当該居住者に対する剩余金の配当等の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う剩余金の配当等の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額（第二条第二項第二十

その交付により減少することとなる利益積立金額（第二条第二項第二十一号に規定する利益積立金額をいう。次号において同じ。）に相当する金額

三 当該居住者に対する利益の配当若しくは剩余金の分配の支払又は所得税法第二十五条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う利益の配当若しくは剩余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

四 同 上

214 同 上

第四十条の八 その年分以前の各年分の所得税について前条第一項の規定の適用を受ける居住者に係る特定外国信託につき第一号に掲げる事実が生じた場合、当該居住者に係る同条第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）につき第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該居住者に係る第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合又は当該居住者に係る第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）につき第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該居住者に係る第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国信託から収益の分配の支払を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合において、当該各号に定める金額のうちに、その者に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この項及び次項において「課税済分配等の額」という。）が含まれているときは、その課税済分配等の額に相当する金額は、政令で定めるところにより、その者に係らる事実の生じた日の属する年分の特定外国信託若しくは外国関係信託から受ける収益の分配の額又は外国関係会社から受ける利益の配当若しくは剩余金の分配の額（所得税法第二十五条第一項の規定により当該外国関係会社からの利益の配当又は剩余金の分配の額とみなされる金額を含む。次項及び次条において「収益の分配等の額」という。）に係る配当所得の金額又は前条第一項の規定によりその総収入金額に算入されることとなる課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算上控除する。

一・二 同 上

三 当該居住者に対する利益の配当若しくは剩余金の分配の支払又は所得税法第二十五条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う利益の配当若しくは剩余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額（第二条第二項第二十

号に規定する利益積立金額をいう。)に相当する金額

2・3 省略

利益積立金額(第二条第二項第二十一号に規定する利益積立金額をいう。)に
相当する金額

2・3 同上

(償還差益等に係る分離課税等)

第四十一条の十二 省略

第四十一条の十二 同上

2・8 省略

2・8 同上

9 平成十一年四月一日以後に割引の方法により発行される公社債で次に掲げるもの(これらに類するものとして政令で定めるものを含む。)のうち、その発行の日から償還期限までの期間が一年以下であるもの(以下この項において「短期公社債」という。)が、その発行の際にその銘柄が同一である他の短期公社債のすべてとともに特定振替記載等(社債等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録(以下この条において「振替記載等」という。)のうち政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)がされる場合には、当該特定振替記載等がされる短期公社債(特定の者によつて所有されるものとして財務省令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「特定短期公社債」という。)は、第一項から第六項までに規定する割引債に該当しないものとする。

一九 省略

十 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債

十一 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の四第一項に規定する短期債

十二 保険業法(平成七年法律第二百五号)第六十一条の十第一項に規定する短期社債

十三 資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債

十四 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

一九 同上

十 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債券

十一 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

十二 保険業法(平成七年法律第二百五号)第六十一条の二第一項に規定する短期社債

十三 資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。)

十四 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

12 平成十一年四月一日以後最初に特定振替機関等（社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関及び同法第四十八条の規定により当該振替機関とみなされる者並びに当該振替機関（当該みなされる者を含む。）の同法第三条第一項第五号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関（第五条の二第五項第一号に規定する特定口座管理機関をいう。）及び特定間接口座管理機関（第五条の二第五項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国仲介業者（第五条の二第五項第八号に規定する外国間接口座管理機関（以下この条において「外国間接口座管理機関」という。）及び同項第七号に規定する外国再間接口座管理機関（以下この条において「外国再間接口座管理機関」という。）をいう。以下この条において同じ。）又は当該外国仲介業者の国外営業所等（外国仲介業者の国外にある営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）に開設され、又は開設されている口座において当該特定振替機関等の営業所等（第五条の二第一項に規定する営業所等をいう。以下この条において同じ。）又は当該外国仲介業者の国外営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を通じて特定振替国債等（特定短期公社債並びに社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の振替記載等を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外國仲介業者その他の政令で定めるものを除く。）は、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その最初に振替記載等（当該口座においてされるものに限る。以下この条において同じ。）を受ける際、その振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し、又はその振替記載等を受ける外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関）を経由して当該特定振替国債等の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知

12 平成十一年四月一日以後最初に特定振替機関等（社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関及び同法第四十八条の規定により当該振替機関とみなされる者並びに当該振替機関（当該みなされる者を含む。）の同法第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関（第五条の二第五項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。）及び特定間接口座管理機関（第五条の二第五項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）又は当該外国仲介業者の国外営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）に開設され、又は開設されている口座において当該特定振替機関等の営業所等（第五条の二第一項に規定する営業所等をいう。以下この条において同じ。）又は当該外国仲介業者の国外にある営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を通じて特定振替国債等（特定短期公社債並びに社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の振替記載等を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外國仲介業者その他の政令で定めるものを除く。）は、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その最初に振替記載等（当該口座においてされるものに限る。以下この条において同じ。）を受ける際、その振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し、又はその振替記載等を受ける外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関）を経由して当該特定振替国債等の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知

書の提出をする者は、当該告知書の提出（当該外国仲介業者を経由して提出する場合を除く。以下この項において同じ。）をする特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類（以下この項から第十八項までにおいて「確認書類」という。）を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受けた特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

13
1
27
省
略

（民間国外債の発行差金の非課税）

第四十一条の十三 非居住者が平成十年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に発行された第六条第一項に規定する民間国外債につき支払を受ける発行差金（その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、所得税を課さない。ただし、当該発行差金のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

（同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例）
第四十一条の十六 省 略

2
・
3
省
略

（民間国外債の発行差金の非課税）

第四十一条の十三 非居住者が平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に発行された第六条第一項に規定する民間国外債につき支払を受ける発行差金（その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、所得税を課さない。ただし、当該発行差金のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

（同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例）
第四十一条の十六 同 上

2
・
3
同
上

（民間国外債の発行差金の非課税）

4 第一項の規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法別表第一から別表第三までの適用については、所得税等負担軽減措置法別表第一の備考〔4〕中「障害者がある」とあるのは「障害者又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二百六号）第四十一条の十六第一項の規定に該当する同項の特別障害者がある」と、「その障害者一人につき」とあるのは「これらの一人に該当すること」と、所得税等負担軽減措置法別表第一の備考〔4〕及び別表第三の備考〔1〕中「障害者がある」とあるのは「障害者又は租税特別措置法第四十一条の十六第一項の規定に該当する同項の特別障害者がある」と、「その障害者一人につき」とあるのは「これらの一人に該当すること」である。

（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控

（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控

書の提出をする者は、当該告知書の提出（当該外国仲介業者を経由して提出する場合を除く。以下この項において同じ。）をする特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類（以下この項から第十八項までにおいて「確認書類」という。）を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受けた特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

13
1
27
同
上

2 個人が指定期間内に支出した前項第一号又は第二号に掲げる団体に対する政治活動に関する寄附に係る支出金で、政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの（以下この項において「政党等に対する寄附金」という。）については、その年中に支出した当該政党等に対する寄附金の額の合計額（当該合計額にその年中に支出した所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金（前項の規定により当該特定寄附金とみなされたものを含む。以下この項において同じ。）の額の合計額を加算した金額が、当該個人のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額から当該特定寄附金の額の合計額を控除した残額）が五千円（その年中に支出した当該特定寄附金の額がある場合には、五千円から当該特定寄附金の額の合計額を控除した残額）を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の三十に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。

3 ⑯ 省略

（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の十九の二 居住者が、平成十八年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に、地方公共団体の作成した地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第一項に規定する地域住宅計画（当該地方公共団体が実施する住宅の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）の事業で財務省令で定める要件を満たすものに関する事項の定めがあるものに限る。）その他政令で定める計画の区域内において、その者の居住の用に供する家屋（昭和五十六年五月三十一日以前に建築されたもので政令で定めるものに限る。）の耐震改修として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項及び次項において「住宅耐震改修」という。）をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、当該住宅耐震改修に要した費

3 ⑯ 同上

第四十一条の十八 同上

2 個人が指定期間内に支出した前項第一号又は第二号に掲げる団体に対する政治活動に関する寄附に係る支出金で、政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの（以下この項において「政党等に対する寄附金」という。）については、その年中に支出した当該政党等に対する寄附金の額の合計額（当該合計額にその年中に支出した所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金（前項の規定により当該特定寄附金とみなされたものを含む。以下この項において同じ。）の額の合計額を加算した金額が、当該個人のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額から当該特定寄附金の額の合計額を控除した残額）が一万円（その年中に支出した当該特定寄附金の額がある場合には、一万円から当該特定寄附金の額の合計額を控除した残額）を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の三十に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。

用の額の十パーセントに相当する金額（当該金額が二十万円を超えるときは二十万円とし、当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を控除する。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、財務省令で定めるところにより、当該金額の計算に関する明細書、同項の地方公共団体の長の同項の計画の区域内にある同項の家屋である旨、同項の住宅耐震改修をした家屋である旨及び当該住宅耐震改修の費用の額を記載した書類その他の財務省令で定める書類（次項において「住宅耐震改修等証明書」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び住宅耐震改修等証明書の提出があつた場合に限り第一項の規定を適用する。

4 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除）の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

5 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第一百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除）」とする。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例）

第四十二条の二 外国金融機関等が、平成十四年四月一日から平成二十年三月三十日までの間において開始した所得税法第一百六十一条第六号に掲げる国内源泉所得の基準となる次に掲げる債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるもの（政令で定める要件を満たすものに限る。第十項において「債券現先取引

（外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例）

第四十二条の二 外国金融機関等が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十日までの間において開始した所得税法第一百六十一条第六号に掲げる国内源泉所得の基準となる次に掲げる債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるもの（政令で定める要件を満たすものに限る。第十項において「債券現先取引